

【改定内容】 ※変更箇所抜粋

改定箇所		改定前				改定後			
個人情報に関するお知らせと同意について（個人ローン用）	第3条（個人情報情報機関）	3. 株式会社北陸銀行および各保証会社が加盟する個人情報情報機関				3. 株式会社北陸銀行および各保証会社が加盟する個人情報情報機関			
		銀行・保証会社一覧	全国個人情報センター	株式会社シー・アイ・シー （割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）	株式会社日本信用情報機構 （貸金業法に基づく指定信用情報機関）	銀行・保証会社一覧	全国個人情報センター	株式会社シー・アイ・シー （割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）	株式会社日本信用情報機構 （貸金業法に基づく指定信用情報機関）
カードローンNOW契約書 （当座貸越契約書）	第3条（貸越極度額）	1. 本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越極度額（以下、「決定貸越極度額」という）は、10万円から1,000万円の範囲内で銀行が決定し、 <u>借主に書面等銀行所定の方法で通知します。</u>				1. 本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越極度額（以下、「決定貸越極度額」という）は、10万円から1,000万円の範囲内で銀行が決定し、 <u>借主に通知します。</u>			
ほぎんカードローン クイック・マン契約規定	第5条（利用限度額）	2. 利用限度額は、 <u>借り主の申込書記載の借入希望限度額の範囲内で銀行が決定し、借り主に書面等銀行所定の方法で通知します。</u>				2. 利用限度額は、 <u>10万円から500万円の範囲内で銀行が決定し、借り主に通知します。</u>			
	第11条（各回の返済金額）	1. 各回の返済金額は、次のとおりとします。なお、各回の約定返済金額は、一部、借り主により異なる場合があります。 ・借入金額が10万円以下の場合には3千円 ・借入金額が10万円超20万円以下の場合には6千円以下、 借入金額が10万円増すごとに3千円を追加				1. 各回の <u>約定返済金額</u> は、次のとおりとします。なお、各回の約定返済金額は、一部、借り主により異なる場合があります。 ・ <u>借入残高</u> が10万円以下の場合には3千円 ・ <u>借入残高</u> が10万円超20万円以下の場合には6千円 <u>以降、借入残高</u> が10万円増すごとに3千円を追加			
		4. 追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を借入金額とします。				4. 追加借入をしたときは、その直前の借入残高と追加借入金額との合計を <u>借入残高</u> とします。			
5. 100万円以上の利用限度額の場合は、借入金額10万円以下の場合には2千円。以降、借入金額が10万円増すごとに2,000円以上（元金と借入利息を含む金額）の追加となります。				5. 100万円以上の利用限度額の場合は、 <u>借入残高</u> 10万円以下の場合には2千円。以降、 <u>借入残高</u> が10万円増すごとに2,000円（元金と借入利息を含む金額）の追加となります。					
学資ローン （当初カード型）規定	第1条（取引方法）	5. <u>契約で定めた貸越極度額を超えて借入はできません。また、同時に数件の借入の請求がある場合に、その総額が貸越極度額を超えるときは、そのいずれかを貸出するかは銀行の任意とします。</u>				（削除）			
	（新設） 第2条（貸越極度額） ※以降、条番号繰り下げ。	-				<u>第2条（貸越極度額）</u> 1. 本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越極度額（以下、「決定貸越極度額」という）は、50万円から1,000万円の範囲内で銀行が決定し、借主に通知します。 2. 決定貸越極度額を超えて、銀行が貸越をした場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合には借主は銀行から請求があり次第直ちに決定貸越極度額を超える金額を支払うものとします。 3. 同時に複数件の借入の請求がある場合に、その総額が決定貸越極度額を超えるときは、そのいずれかを貸出するかは銀行の任意とします。 4. 決定貸越極度額について、借主から変更申込があった場合、銀行経由で保証会社へ保証委託を行い、保証会社が適当と認めた場合、銀行はこれに応じるものとします。 5. 銀行は、第1項にかかわらず決定貸越極度額を増額または減額できるものとします。この場合銀行は変更後の決定貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。			